

井原市入札制度の改正について (制限付一般競争入札、郵便入札制度の改正)

平成 27 年 11 月 2 日

井原市では、平成 28 年度より次のとおり入札制度を改正いたします。

制限付一般競争入札の対象

土木・建築工事を対象として実施しています制限付一般競争入札につきまして、予定価格 5 百万円以上で施行いたします。

(井原市制限付一般競争入札実施要領 第 2 条 一部抜粋)

(現在)

土木一式工事及び建築一式工事のうち、1 件の予定価格（消費税額及び地方消費税の額を含む）が 1 千万円以上 の工事



(平成 28 年度より)

土木一式工事及び建築一式工事のうち、1 件の予定価格（消費税額及び地方消費税の額を含む）が 5 百万円以上 の工事

郵便入札の対象

制限付一般競争入札の対象工事の拡大に伴い、郵便入札につきましても、予定価格 5 百万円以上で施行いたします。

(井原市郵便入札実施要領 第 2 条 一部抜粋)

(現在)

郵便入札の対象となる工事は、競争入札に付する土木一式工事及び建築一式工事のうち、1 件の予定価格（消費税額及び地方消費税の額を含む）が 1 千万円以上 の工事とする



(平成 28 年度より)

郵便入札の対象となる工事は、競争入札に付する土木一式工事及び建築一式工事のうち、1 件の予定価格（消費税額及び地方消費税の額を含む）が 5 百万円以上 の工事とする

実施時期

平成 28 年 4 月 1 日以降の入札公告から実施